

2019年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業)

概要

2019年4月
(公募説明会資料)



未来の
ために、
いま選ぼう。

一般社団法人 環境技術普及促進協会

1. 補助金の目的と性格
2. 定義
3. 補助対象となる事業
4. 補助事業の選定
5. 応募にあたっての留意事項
6. 応募の方法
7. お問い合わせ先

- ◆本補助金は、再エネ水素ステーション又は燃料電池産業車両を導入する経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的としています。
- ◆事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、二酸化炭素排出削減量について算出過程を含む根拠を明示していただきます。また、事業完了後の一定期間は削減量の実績を報告していただきます。

◆ 本補助金の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業）交付要綱（平成29年3月24日環水大自発第1703241号）
- ・再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業実施要領（平成29年3月24日環水大自発第1703242号）

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の解除の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

1. 補助事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
3. 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
4. これらの義務を十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

1. 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1)自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車
 - (2)特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車又は原動機付自転車
 - (3)構内で使用する産業車両

2. 「再エネ」又は「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。

3. 「水素ステーション」とは、燃料電池自動車に水素を供給する設備をいう。
4. 「再エネ水素ステーション」とは、水又はバイオマスを用いて製造された水素を供給し、かつ当該水素が製造される際に要する電力の全量相当分が再生可能エネルギーで賄われている水素ステーションをいう。
5. 「燃料電池産業車両」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフト（以下、「燃料電池フォークリフト」という）及びバス（以下、「燃料電池バス」という。）をいう。
6. 1 Nm^3 とは、標準状態（ 0°C ， 1 気圧）に換算した 1 m^3 のガス量を表します。
本公募要領における立方メートルとは、 Nm^3 を示します。

【対象事業の基本的要件】

1. 事業を行うための能力・実施体制が構築されていること。
2. 事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
3. 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同行第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。

さらに、事業ごとに個別に対象事業の要件があります。

【事業概要】**1. 地域再エネ水素ステーション導入事業**

太陽光発電等の再エネを活用して、地方公共団体等が行う再エネ由来水素ステーションの施設整備に対して支援する。

2. 水素ステーション保守点検支援事業

再エネ由来水素ステーションや燃料電池自動車等の活用促進に向け稼働初期における保守点検に対して支援する。

3. 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

燃料電池車両の普及・促進が期待される、燃料電池フォークリフト及び燃料電池バスの導入に対して支援する。

【地域再エネ水素ステーション導入事業】

1. 事業の目的

再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とします。

2. 対象事業の要件

本事業は、再エネ水素ステーションを導入する事業（水素ステーション一式及びその設置費用）を交付の対象とし、水素ステーションの新設のほか、既設の設備を移設、増設、改造する場合にも交付の対象とします。ただし、ソーラーパネルや風力発電等の再生可能エネルギーシステムを既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、再生可能エネルギーシステムを交付の対象としません。



2. 対象事業の要件

補助事業は原則、以下の要件を全て満たすものであることとします。

- (1) 製造した水素を**その場**で燃料電池自動車に**供給するもの**であること。
- (2) 実施要領第3（1）アに該当する自動車への水素の充填については、**圧縮水素充填技術基準JPEC-S0003（SAE-J2601）に準拠**していること。ただし、当該基準に準拠していない場合は、水素ステーションの供給者、設置者及び運営者並びに自動車会社の間で協議して**合意が得られていること**。
- (3) 導入箇所については、当該地域において、商用の水素ステーションがあること、商用の水素ステーションの建設計画もしくは構想があること又は水素エネルギー活用のビジョンがあること等、再エネ水素ステーションを導入することで**燃料電池自動車の普及に相当程度資する可能性がある地域**であること。

2. 対象事業の要件

- (4)燃料電池自動車を複数台導入し、そのカーシェアリング、貸出等を行う計画を立てることにより、当該自動車を活用することで、近隣の企業、団体、住民等の燃料電池自動車に対する認知度向上を図ること。
- (5)再生可能エネルギーを水素ステーションへ供給できる配線が設置されていること。

【水素ステーション保守点検支援事業】

1. 事業の目的

再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とします。

2. 対象事業の要件

本事業は、環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業で整備された水素ステーションが対象で、当該施設の保守点検事業を対象とします。



【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】

1. 事業の目的

再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とします。

2. 対象事業の要件

本事業は、燃料電池フォークリフト及び燃料電池バスの導入を対象とします。

燃料電池
フォークリフト



燃料電池バス



3. 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次に掲げるものとします。

- (1)民間企業（リース事業者を含む。）
- (2)地方公共団体
- (3)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (4)一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (5)法律により直接設立された法人
- (6)その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

4. 共同実施

- ・複数の団体が共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、事業の「補助事業者」に該当することが必要となります。補助事業に参画するすべての事業者のうち1者を、本補助金の応募等を行い交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

代表事業者について

- ・補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得するものに限ります。
- ・本事業の応募申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

【ご注意いただきたい点】

- ・代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

5. 補助金交付の対象外

他の法令及び国の予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としません。

6. 補助率及び補助上限額

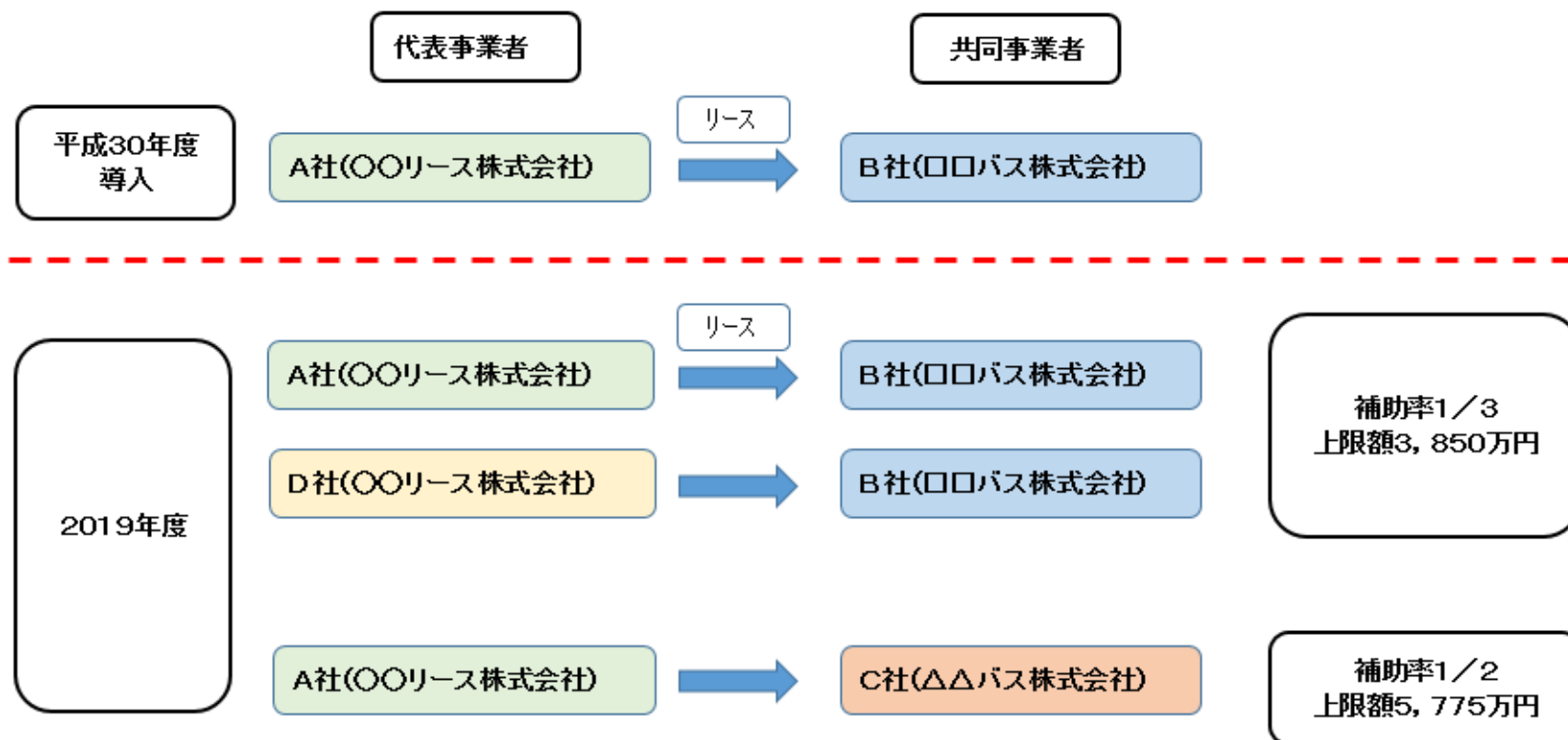
原則として補助対象経費(詳細は「別表第1」参照)に次の補助率を乗じた金額を補助します。

	導入設備等区分		補助率	補助上限額
1	水素 地域再エネ ステーション	水素製造能力が1日あたり30立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3/4	1.32億円 (水素充填圧力が70メガパスカルのものについては 2.2億円)
2		水素製造能力が1日あたり30立方メートル以上100立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3/4	2.2億円
3	水素ステーションの保守点検支援		2/3	220万円
4	燃料電池フォークリフト		エンジン車との差額 1/2	550万円/台
5	燃料電池バス	6以外の場合※	車両本体価格 1/2	5,775万円/台
6	燃料電池バス	平成30年度までに燃料電池バスを導入した実績のある団体※	車両本体価格 1/3	3,850万円/台

※申請者がリース事業者の場合は、譲渡先の実績による。

燃料電池バスの補助率・上限額について

譲渡先の実績とは：リースによって借受けた共同事業者



7. 補助事業期間

補助事業の実施期間は、

交付決定の日から2020年2月28日まで

この期間内に完了できる事業とします。

2020年2月28日までに経費の支払いが完了すること。

1. 補助事業の選定

一般公募を行い、選定します。

月単位で取りまとめて、提出された応募書類について
審査を実施いたします。

一次審査（要件等の確認審査）

二次審査（審査基準による審査）

を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。

応募内容に係る審査は、以下により行います。

(1) 一次審査（要件等の確認審査）

補助要件を満たしていることを確認する。要件を満たしていない申請については、以降の審査の対象外として不採択となります。

また、応募書類の不備や提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されていない場合、説明に必要な資料が添付されていない場合にも、以降の審査の対象外として不採択となる場合があります。

(2) 二次審査（審査基準による審査）

一次審査を通過した応募申請は、審査委員会で承認された審査基準に基づき、審査を行います。

【地域再エネ水素ステーション導入事業の審査項目】（案）

- (1) 導入設備
- (2) 導入箇所及び地域における燃料電池自動車の普及の可能性
- (3) 燃料電池自動車の活用方法
- (4) 二酸化炭素排出抑制効果
- (5) 事業の実施体制
- (6) 設備の維持管理体制
- (7) 資金計画
- (8) 事業実施スケジュール

【水素ステーション保守点検支援事業の審査項目】（案）

- (1) 導入設備
- (2) 保守点検計画
- (3) 資金計画
- (4) 保守計画の根拠

【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
の審査項目】（案）

- (1)事業の新規性・先端性
- (2)事業の実現性・継続性
- (3)事業の普及・展開
- (4)二酸化炭素削減効果
- (5)事業の実施体制
- (6)設備の保守計画
- (7)資金計画
- (8)事業実施スケジュール

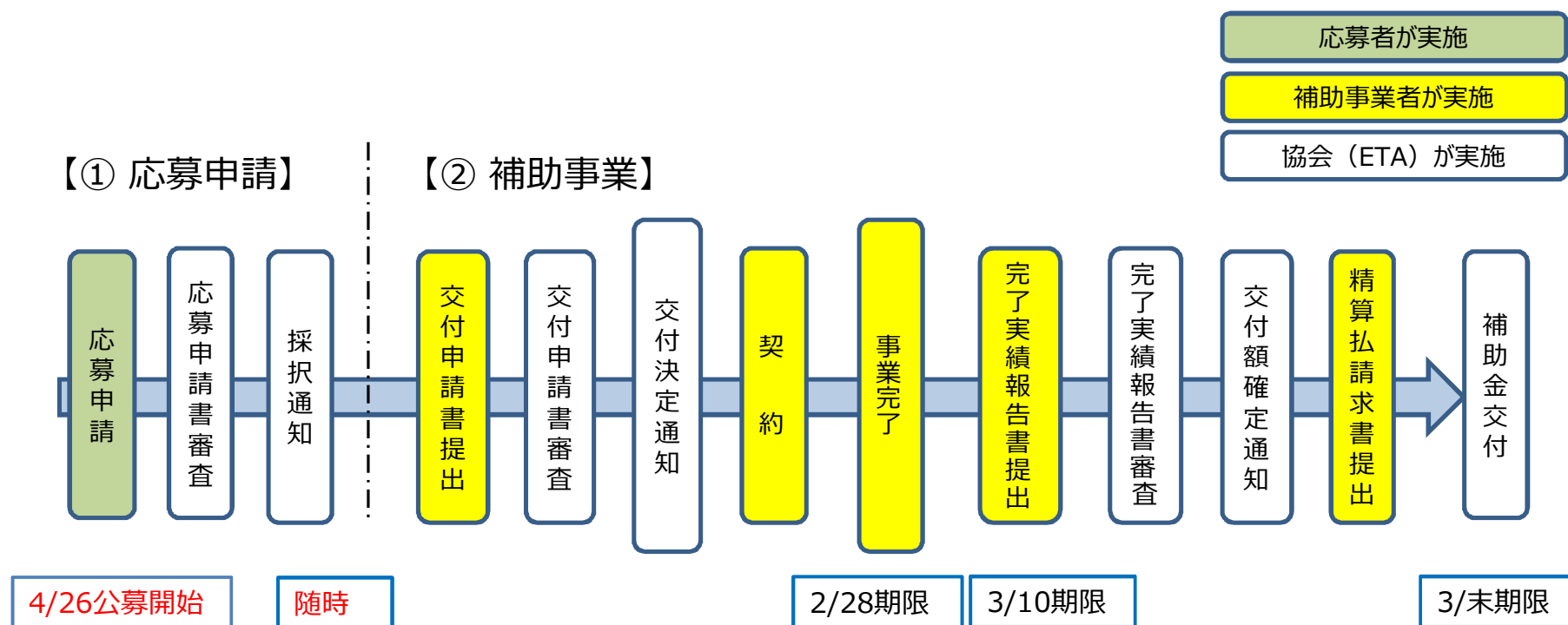
2. 補助事業の選定と応募者に対する通知

審査の結果を踏まえ、予算の範囲内において補助事業を選定し、選定された**応募者に対して採択通知**を行います。
なお、採択結果については、応募者名・事業実施場所等を**協会ホームページ等に掲載**する予定です。

**審査結果に対するご意見には対応致しかねます。
審査結果より付帯条件、あるいは応募申請された計画
の変更を求めることもありますのでご了承ください。**

【注意事項】

- 採択通知後、**速やかに交付申請書**を提出してください。協会の審査を経て、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
- 各事業はいずれも、**交付決定日以降（採択通知以降ではない）に開始してください。** [公募要領 p18]
- **交付決定日の前に契約・発注等を行った経費は、補助対象になりません。** [公募要領 p2]



- ※ 1 青枠内の日程は、補助事業の手続等の期限を示しており、手続きに要する期間を勘案し、年度内に完了できる計画としてください。
- ※ 2 採択通知後の交付申請書提出、交付決定通知後の契約、交付額確定通知後の精算払請求書の提出等は速やかに実施してください。

1. 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

2. 補助事業対象経費

補助事業を行うために**直接必要な経費**であり、当該事業で使用されたことを**証明できるもの**に限ります。

(1)地域再エネ水素ステーション導入事業

- ・工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）
- ・設備費、業務費及び事務費
- ・その他必要な経費で協会が承認した経費

(2)水素ステーション保守点検支援事業

- ・人件費
- ・業務費
- ・その他必要な経費で協会が承認した経費

- (3)水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
燃料電池フォークリフト及び燃料電池バスを導入するための必要経費
- ・工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）
 - ・設備費、業務費及び事務費
 - ・その他必要な経費で協会が承認した経費

＊ 補助対象外経費の例

- ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等にかかる経費
- ・既存設備の撤去・移設・廃棄費
- ・本補助金への応募・申請・報告手続きに係る経費
- ・予備品、交換用の消耗品費等
- ・プレートの作成及び貼り付け費用
- ・上記補助対象外経費に係る諸経費

3. 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

4. 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、**二酸化炭素排出削減量の把握**を行う必要があります。

5. 事業報告書の作成及び提出 [交付規程 第16条]

- (1)補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、**毎年度末**において年度終了後30日以内(4/30まで)に再エネ等を活用した水素社会推進事業に係る二酸化炭素排出削減効果等についての**事業報告書**を環境大臣に提出していただきます。

(2)地域再エネ水素ステーション導入事業者は、補助事業の完了後、以下の報告書の提出を行う必要があります。

- ア 補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度末において燃料電池自動車の普及目標及び導入実績台数、それに対する現状評価に関する事業報告書を環境大臣に提出していただきます。
- イ 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金交付を受けた事業者のうち、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条、又は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条において認定を受けている設備において、バイオマスを燃焼することで発電した電力により、水素製造に要する電力の全量相当を賄うとした間接補助事業者に対して、補助金の交付を受けた年度から減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過する年度までの期間、毎年度末においてバイオマス発電状況等に係る報告書を環境大臣に提出していただきます。

(3)前記ア及びイの報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存していただきます。

6. 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（二酸化炭素排出削減）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

【事業の開始】

採択通知後、改めて交付申請書をご提出いただき、審査のうえ協会から交付決定の通知を行います。補助事業者は、**交付決定日以降に事業開始**となります。

交付決定日より前に契約（発注及び請書）等を行った経費は、補助対象とはなりません。

【現地調査】

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その**実施中又は完了後**に必要な応じて**現地調査**等を実施します。

（保守点検に於いては、点検期間中に現地調査を実施。燃料電池車両は納車後に現地調査を実施します。）

【契約相手先の選定】

競争原理が働くような手続きによって相手先を決定してください。

【完了実績報告書】

補助事業の完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに
完了実績報告書を提出してください。

領収書等、支払いを証する書類を含む

3月10日は最終期限です。2月上旬までには完了実績報告書が出せるよう
早めに補助事業を完了してください。

【利益等排除】

補助対象経費の中に、**自社製品の調達（工事費含む）**がある場合、補助事業者の
利益等相当額を排除してください。

【経理書類の保管】

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理してください。
事業年度終了後、**5年間保存**する必要があります。

【取得財産の管理】

補助事業により取得又は効用の増加した財産（取得財産等）については、環境省による補助事業である旨を明示し、取得財産管理台帳を整備し、適切に管理する必要があります。

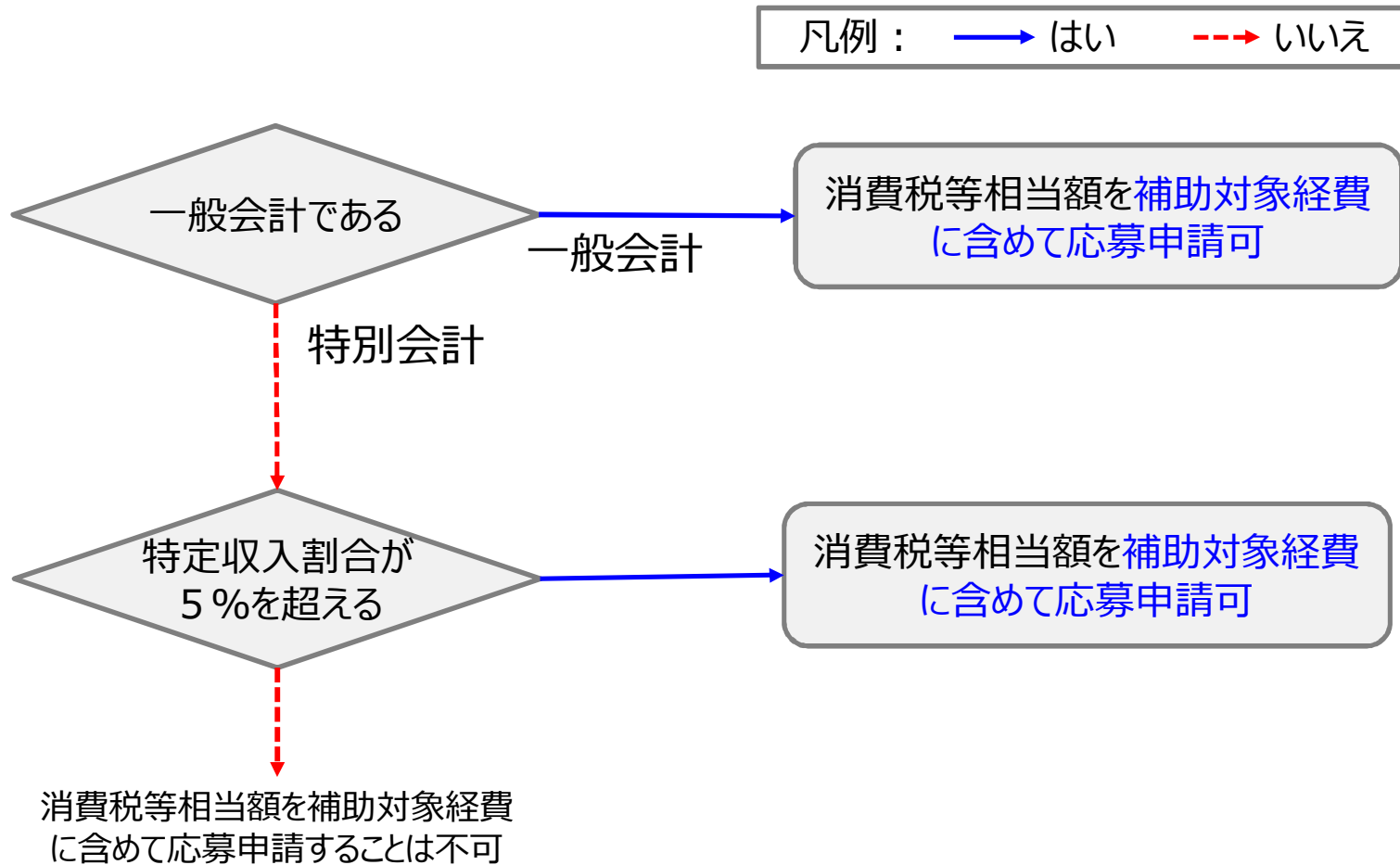
【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができます。なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

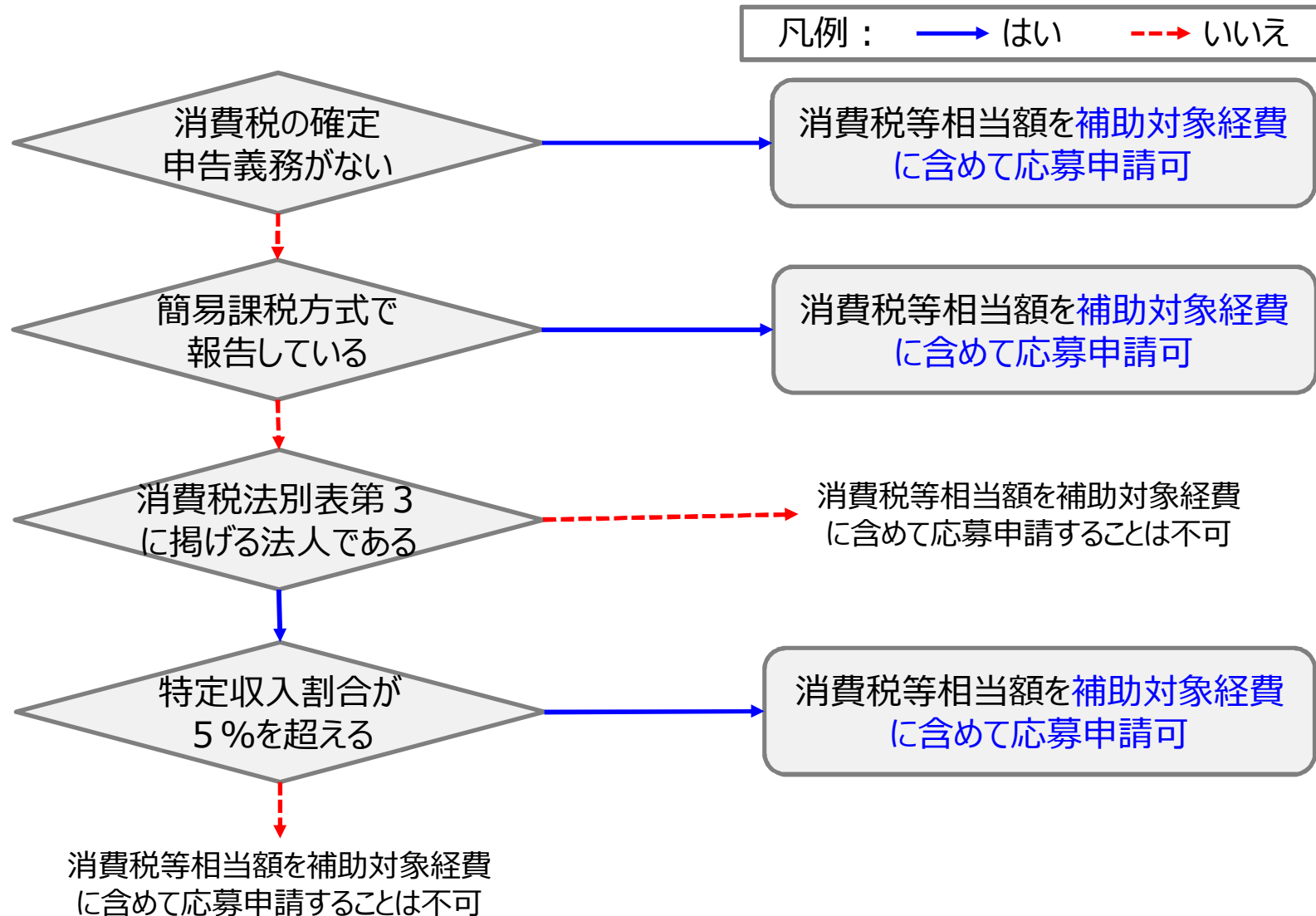
【消費税、地方消費税の取扱い】

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、補助対象経費に含めて応募申請できる場合もあります。（詳細は別途説明）

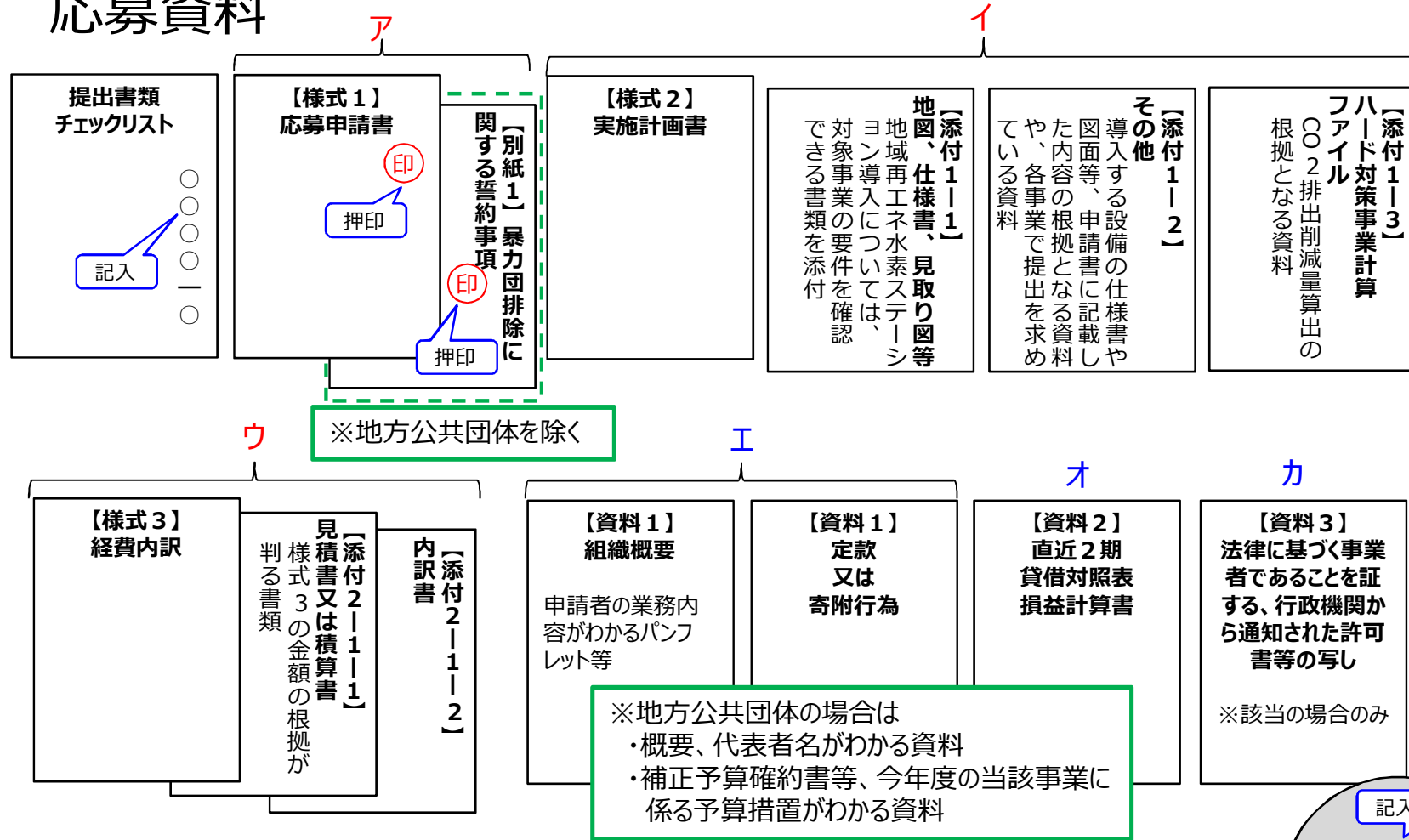
【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



【地方公共団体以外】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



応募資料



正本 (1部)	提出書類チェックリスト、ア～カ (アのみ原本、その他はコピー)
CD-R/DVD-R	提出書類チェックリスト、ア～ウの電子データ

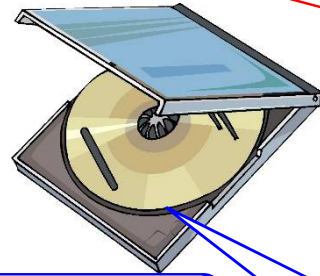


【提出方法】 持参または郵送 (簡易書留、特定記録など配達記録がわかるもの)

紙フラットファイル（紐で綴じるタイプは禁止）に綴じてください。
表紙と背表紙を付けて、「事業者名 2019年地域再エネ水素ステーション導入事業 応募申請書」と記入してください。

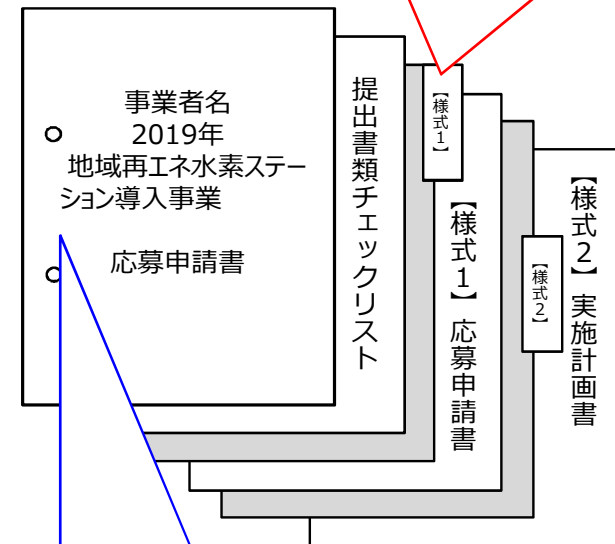
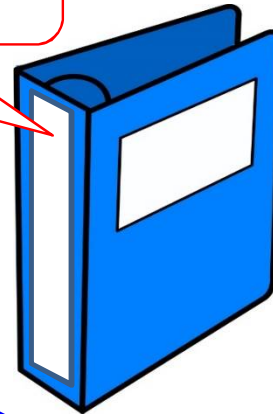
あい紙にインデックスを付し、「様式1」「様式2」等記入してください。（申請書等には、インデックスを直接付さないでください）

事業者名
2019年地域再エネ水素ステーション導入事業
応募申請書
在中



申請書類は封書に入れ、宛名面に「事業者名 地域再エネ水素ステーション導入事業 応募申請書 在中」と朱書きで記入してください。

電子媒体が破損・汚損しないように保護してください。



パンチ穴をあけてファイリングしてください。
紐・ホチキスでは綴じないでください。

事業者名：〇〇県△△市
〇〇株式会社

事業名：

- ・2019年地域再エネ水素ステーション導入事業
- ・2019年水素ステーション保守点検支援事業
- ・2019年水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

【公募期間】

- ◆地域再エネ水素ステーション導入事業

2019年4月26日（金）～5月17日（金）午後5時

- ◆水素ステーション保守点検支援事業

2019年4月26日（金）～11月29日（金）午後5時

- ◆水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

（燃料電池フォークリフト）

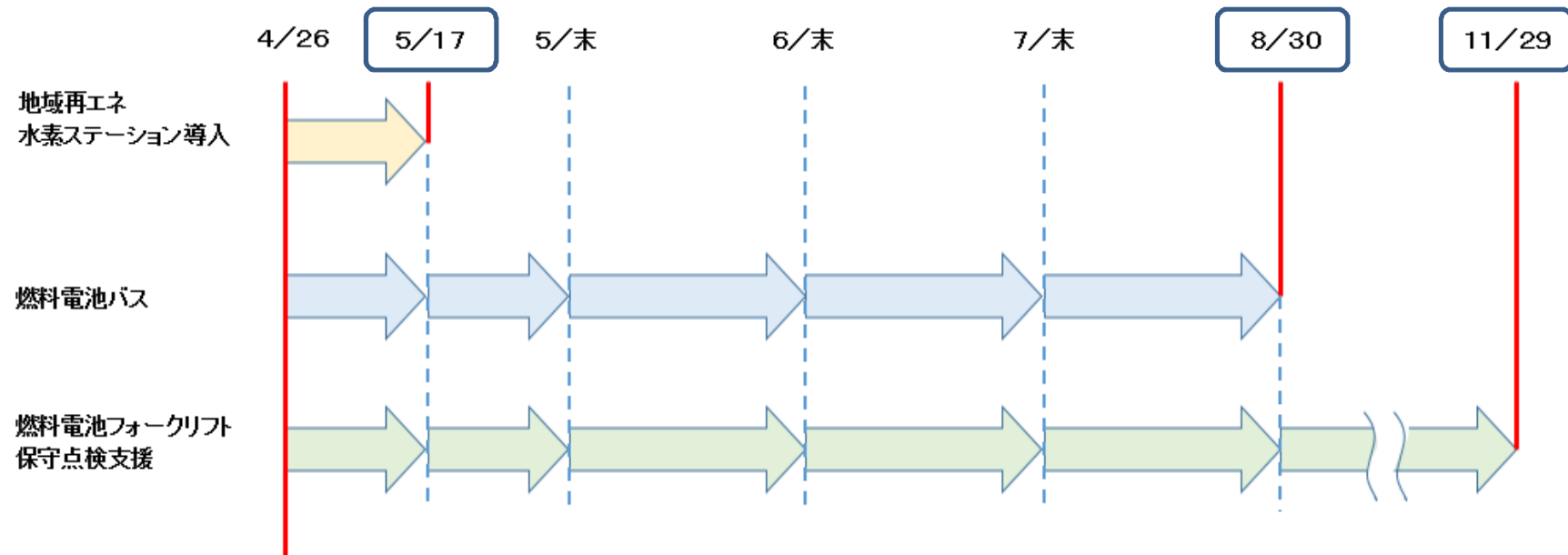
2019年4月26日（金）～11月29日（金）午後5時

（燃料電池バス）

2019年4月26日（金）～8月30日（金）午後5時

***なお、上記期間にかかわらず、補助金予算の上限額まで達することが判明した場合は、それ以降の公募受付を終了させていただくことがあります。**

公募期間



- ・ 月単位で応募案件を取りまとめ、予算の範囲内で応募を受付いたします。

公募期間を長くとっている事業もありますが、月単位で取りまとめた結果、補助金予算の上限額まで達することが判明した場合は、それ以降の公募受付を終了させていただくことがありますので、早めに応募してください。

【提出締切】

- ◆地域再エネ水素ステーション導入事業

2019年5月17日（金）午後5時 必着

- ◆水素ステーション保守点検支援事業

2019年11月29日（金）午後5時 必着

- ◆水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

2019年8月30日（金）午後5時 必着（燃料電池バス）

2019年11月29日（金）午後5時 必着（燃料電池フォークリフト）

***なお、上記期間にかかわらず、補助金予算の上限額まで達することが判明した場合は、それ以降の公募受付を終了させていただくことがあります。**

【提出先】

〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町2丁目5番10号 京橋プラザビル6F
一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第二グループ
「再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業」担当宛

提出締切以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

お問い合わせは電子メールを利用し、メール件名に応募事業者名、及び応募事業名を記入してください。また、メール末尾に、ご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記入してください。

<メール件名記入例>

【株式会社〇〇】「地域再エネ水素ステーション導入事業」についての問合せ

【〇〇県】「水素ステーション保守点検支援事業」についての問合せ

【〇〇株式会社】「水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業」についての問合せ

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 菊池、岩本、吉田（一）、吉田（昌）

メールアドレス：suiso30@eta.or.jp

<お問い合わせ期間>

各事業の公募期間内といたします。

応募を検討される方は、当協会ホームページを定期的に確認してください。

電話での問い合わせには対応致しかねます。

また、採択・不採択の感触や、採択日を照会する等の行為についても、厳に慎んでください。